

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成30年11月6日(火) 午後2時00分から3時00分
場 所	埼玉会館 5B会議室
出席者数	11名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、小川委員、齋藤委員、棚橋委員、泉谷委員、張替委員、水野委員、中村委員、野々口委員
欠席委員	徳田委員、鳥居委員、春原委員
諮問事項 その他	(1) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則改正について(諮問) (2) その他

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

秋谷委員、磯田委員

3 議事要旨

議事（１）埼玉県青少年健全育成条例施行規則改正について（諮問）

事務局から資料１ - １～３を使い説明した。

改正案文については文書課の審査中であり、文言等について、今後、修正指導があると思われるが、改正案の各事項に大きな変更はない旨説明。

（野々口委員）

ここでいう青少年１８歳未満について確認する。１８歳になっている高校生は対象に入るのか。

（事務局）

条例上、青少年は１８歳未満と規定されているため、１８歳になった高校生は対象外となる。

（野々口委員）

女子高生ビジネスは１８歳になっていれば働けるということか。

（事務局）

そういうことである。

（東会長）

私から確認を含めて質問がある。

資料１ - １別紙「埼玉県青少年健全育成条例施行規則改正案の概要」第１条第２項において、学校教育法第１条に基づくものと限定して対象にしている。高等専修学校では制服があるところがあるが、そのようなところの制服は規制の対象外になる。

また、生徒ということは幼稚園と小学校を除いており、中学生以上に限定している。神奈川県では生徒と児童を対象にしているが、埼玉県では対象を限定することとした意図について説明していただきたい。

（事務局）

他県の条例の規則を見ると、神奈川県、東京都などは、埼玉県と同様に学校

教育法第 1 条に限定している。

同様の規定とした理由は、埼玉県への J K ビジネス店の流入を防ぐとともに、条例が他都県と異なることにより埼玉県から他県に流出してしまうことを防止するためである。

「生徒制服」については、会長の御指摘のとおり、児童が抜けてしまうと中学生以上しか対象としないのかという疑問が生じてしまうため、「児童又は生徒制服」という表現に修正する方向で検討する。

(東会長)

改正案第 1 条第 3 項について、「条例第 3 条第 1 2 号二 (3) に規定する文字、数字、その他の記号は、別表のとおりとする。」と極めて限定的に記載されている。東京都でも全く同じ文言を使っているが、別表を見ると相当対象が漏れている印象である。中学生を示す J C や、他に使われそうな文字として保健室、更衣室などもある。限定するとかえってその他は使ってもよいと解釈されてしまわないか不安がある。その点についてはどうか。

(事務局)

まず、東京都と同じ文言を使用している理由について説明する。東京都に確認したところ、東京都と東京地方検察庁の間でやりとりがあり、想像可能な文言について規則で定めることは望ましくなく、実際に店舗で使われていた、例えば「 J K 」「 1 5 歳 」など事実のあるものだけにしよう地検から指示があったと聞いている。

また、本県でも文書課と共に検討したところ、条例で「規則で定めるもの」と対象を絞っている一方で、その規則において想像で規制の対象を広げようと、条例を制定する中で疑義が生じるとの意見があった。そこで、東京都の文言と同じとした。東京都以外にも京都府が同じ文言で制定している。

別表以外のものについては規制できないが、新たに文言が出てきた場合は、速やかに規則改正をして対応する。

(東会長)

説明内容についてよく理解できた。しかし、埼玉県の事例ではなく、東京都の事例によって規制するのはなぜか。

(事務局)

埼玉県内には J K ビジネス店の事例は 1 件のみである。その後 J K ビジネス店があるという情報は入っていないため、都内の情報を参考にした。

(棚橋委員)

文言の中にある「スク水」とは何か。

(事務局)

スクール水着を略した言葉である。

(水野委員)

現在、埼玉県内にはJKビジネス店は1店舗のみとのことだが、他の店舗の出店予定などの状況はどうなっているか。

(事務局)

東京都には数十件が出店しており、東京都の方が先に条例を制定しているため、埼玉県でも条例で規制しないと埼玉県に流れてくることになる。

埼玉県内においては、12月現在で1件把握されていたが、検挙された関係で、現在県内にはJKビジネス店はない。

最近「同伴喫茶」といった客同士が隣に座るといった形態の店が出てきた。今のところ従業員として使っているわけではないのでJKビジネスではないが、今後、JKビジネスに関係するような営業形態が出てきた場合は、その中身を見ながら規制を行う。

規制をするとまた違った手法が流行するという動きはあるかもしれない。

(東会長)

先ほどの説明は「店舗型」の説明だったが、事務局から説明があったのは、「無店舗型」のことか。

(事務局)

「店舗型」は相席居酒屋をイメージしている。「無店舗型」はインターネット等でサイトを立ち上げて客を募集するものをイメージしている。

ガールズバー、ガールズカフェについては店舗型で想定している。

(泉谷委員)

従業者名簿に氏名、生年月日等を記載するという点についてだが、ゲームセンターの場合、従業者名簿に住民票や履歴書を添付し、生年月日の虚偽がないようにしている。そのようなものの添付については明記されるのか。

事務所型は従業者の実態が把握しづらい。管理者を立て、法人や事業者は隠れて捕まらない仕組みにしているところもある。店舗管理者がきちっと存在しないと、従業者名簿だけでは規制に入ったときに雲隠れされてしまう可能性が

高いと思われる。

法人がインターネットカフェなどを出店する場合に、エリアマネージャーという地域を管理するマネージャーが配置されていることがある。営業に従事するものとして条例では限定しているが、従業員が休んだ場合などに事務所に勤務している人が営業所に出向いて勤める場合は、従業者名簿は備え付けなくていいのか。

風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の許可を受けている場合は非常に明確になっているが、風適法による申請をしていない場合は曖昧になってしまい、摘発しづらい環境になってしまうのではないかと。ある程度、風適法に準じた規定を設けた方がいいのではないかと。

（事務局）

現時点では、住民票や履歴書の添付までは求めていない。立入調査をして疑わしい場合は更に調査する。

ここでいう名簿は、営業に従事するものなので、使用者、管理者も入ると考えている。エリアマネージャーについては想定していなかったため、研究させていただきたい。

（泉谷委員）

意見として述べさせていただいた。

（東会長）

大変参考になった。確かに「営業者」としか書いていない。

店舗型が営業所で、無店舗型が事務所と書いてあるが、これでは網羅できないということか。

（泉谷委員）

法人ではなく、個人事業者が多いと思われる。管理者を立てて責任を背負わせて、親方は出てこないという風になっている。

（東委員）

その辺が正確に掴めるような文言に変えられるのであればよいが、今の段階では難しいか。

（泉谷委員）

立入調査の時にそのようなものが備え付けられているかどうか。許可を受けている営業であればその辺りが明確になるが、許可を受けた店舗ではない場合、

どこから調べたらよいか難しい場面が出てくるのではないかとと思われる。

(事務局)

実際はこのようなビジネスが展開されていて疑わしい場合は警察も交えて調査が入る。表の管理者にバックがいるのであれば、警察の捜査の中で捉えられることになる。

(泉谷委員)

警察に委ねるということか。

(事務局)

そのように考えている。

(野々口委員)

自画撮りの規制について質問がある。自画撮り被害を防止するための条例ということだが、これは埼玉県内に住んでいる子供たちを守るためのものか。

その場合、自画撮りを求めた人が埼玉県以外に住んでいる場合にも、この条例が適用されるのか。

(事務局)

一般論としては、県外の人からの要求に対しても適用されると考えている。その根拠として、高松高裁の判例がある。

A県在住の甲が「あんたが好きです。会ってほしい。」などと反復して電話をかけて、B県在住の乙に不安・迷惑を覚えさせるようなことをした事案について、B県の迷惑防止条例が適用されたものがある。犯罪の結果発生地がB県であるとされる以上、被告人に対してはB県民及び滞在者と同様にB県条例が適用され、有罪となった。このことにより、今現在は県外からの要求に対しても適用されると考えている。

ただし、これは全てではなく、個別の事案に応じて対応するというものを付け加えさせていただく。

(東会長)

諮問を受けたことに対して、審議会として異議なしとしてよろしいか。事務局に対しては、審議で出た意見を参考にさせていただきたい。知事の方には事務局を通して答申する。

議事（２）その他

事務局から資料２を使い説明した。

（東会長）

今年度の取組「ガイドブック作成」は、パンフレットか本を作成するイメージだが、近年はネット上に相談の仕組みが作られている。そこまで想定しているか教えてほしい。

（事務局）

まずは、紙ベースでガイドブックを作りたい。それを県のホームページに掲載する。また、県が提供している「まいたま」というアプリがあるので、そこからも見られるようにしたいと考えている。

若者が使いやすいものとするには、ネット上での情報提供が必要だと考えている。

一方で、団体の紹介に当たっては、ネットの情報ではなく、県の印刷物に掲載されている団体であると説明して該当ページのコピーを提供すると、保護者が安心するという話も聞いている。ネットと紙両方からのアプローチを行っていきたい。

（中村委員）

学校が関わる中学校３年生までは、不登校の子たちへの見守りや働きかけはできるが、卒業したと同時に追っていけなくなるという実情がある。福祉部門からは、教育委員会は学校を卒業したら知らんぷりだと言われる。そういうつもりはないが、次から次へと入学してくるので、相手から何かアプローチがあれば対応できるが、何もないとなかなか難しい。

若者のひきこもりや自殺は、ほとんどのケースで過去に不登校があったという実情がある。そういう方たちが学校を出た後に、どのような支援ができるかが非常に大事であると思っている。教育委員会は学校教育のうち義務教育のところだけであり、それ以上はなかなかできない実情がある。

学校に上がる前の幼児が、学校に上がった途端に学校だけで見るようになり、学校を出るとまた家に託されるという状況の中、どうやったら支援できるのかということ、是非、この協議会の中で話し合っただけならありがたい。いろんな機関が参加しているので、仕組みづくりのヒントになるようなことを教えていただけたらありがたいと思っている。今の切実な願いである。

（事務局）

大変貴重な御意見をいただきありがたい。今度の協議会において、審議会で

このような御意見があったことを伝えたい。

私自身も、ひきこもり、ニートの若者というのは、学校から離れて長期化してしまうと、ますます困難が大きくなっていくと思っている。早めに手を打つには、学校教育関係と地域の市民との連携が必要である。

難しいのは情報のやりとりで、学校での問題や情報がなかなか地域の機関につながらないという現状ある。いかに情報の共有を図るかが課題であり、勉強させていただきたいと考えている。

(中村委員)

うまくいっている事例があれば是非教えていただきたい。

(東会長)

1点、構成機関について確認したい。民間団体、市町村はここに書かれている他にもあるが、これは固定ではなく、今後増えていくと考えてよいのか。

(事務局)

構成機関は固定ということではなく、増えていくこともあるし、テーマによって関係している機関の方に来ていただくなど柔軟に対応することを考えている。適宜いろんな方に入っていただきたいと考えている。

(東会長)

組織づくりとか、いろんな団体に入っていただく方法もこの協議会で検討していくということでもよろしいか。

(事務局)

そのように考えている。

議事終了